

不知火海・球磨川流域圏学会会則

制定 平成17年10月29日

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、不知火海・球磨川流域圏学会 (The Japanese Society of Shiranuikai & Kumagawa Regional Studies) と称する。

(目的)

第2条 本会は不知火海・球磨川流域圏の環境的及び社会的な持続可能性を高めるための望ましい方向性を導き出すことを目指して、研究者と流域住民の協力のもとに、学融合的な研究及び実践的取り組みを行うことを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 講演会、研究発表会等の開催。
- (2) 学会誌、ニューズレター及びその他の刊行物の発行。
- (3) 不知火海・球磨川流域圏内の住民、研究者、企業、行政、民間団体等との交流及びネットワーク作り。
- (4) 他流域との交流を諮る。
- (5) 前各号のほか、本会の目的を達成するために必要な事業。

第2章 会員に関する事項

(会員)

第4条 本会は不知火海・球磨川流域圏学会の趣旨に賛同する個人会員、団体会員をもって構成する。

- (1) 個人会員 会費は年額 3,000 円とする。
- (2) 団体会員 会費は年額 10,000 円とする。

(会員の権利)

第5条 会員は、以下の権利を有する。

- (1) 調査研究成果を学会誌その他の刊行物または研究発表会において発表すること。
- (2) 本会が主催する研究発表会、講演会及び総会等に参加すること。
- (3) 本会の定期刊行物の無料配布を受けること。

(会費納入の義務)

第6条 会員は、第4条に定める年会費を納めなければならない。

- (1) 既納の会費は、いかなる理由があっても返還しない。

(会員の入会)

第7条 会員になろうとするものは、入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会員の退会)

第8条 退会しようとするものは、退会届を提出しなければならない。

- (1) 理事会は、2年間にわたって会費納入のない会員及び連絡のとれない会員を退会させることができる。

第3章 組織に関する事項

(役員)

第9条 本会には次の役員を置く。

- (1) 理事 25名以内、うち会長1名、副会長2名以内とする。
- (2) 監事 2名

(役員を選任)

第10条 理事及び監事は会員の互選により、総会で決定する。

- (1) 会長は、理事の互選による。
- (2) 副会長は、理事の中から会長が指名する。
- (3) 理事及び監事は、兼任できない。

(役員任期)

第11条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

第12条 役員に欠員の生じたときは、理事会で後任を選任する。ただし、理事会でその必要がないと認めるときは、この限りではない。

- (1) 補選された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員任務)

第13条 役員任務は次の通りとする。

- (1) 会長は、会務を総括し、本会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事は、理事会を構成し、本会の運営に関する重要事項を審議する。
- (4) 監事は、本会の会計を監査する。

(顧問)

第14条 本会は顧問を置くことができる。

- (1) 顧問は、会長が理事会の同意を得て委嘱するものとする。
- (2) 顧問は、本会の重要事項について、会長の諮問に応じる。
- (3) 顧問は、理事会に出席して意見を述べるすることができる。

(事務局)

第15条 本会は熊本県下益城郡城南町東阿高1136-6に事務局を置く。

- (1) 事務局長は、理事会の承認を得て、会長が指名する。
- (2) 事務局長は、事務を統括する。

(総会)

第16条 総会は、本会の最高決議機関として会の意志と方針を決定する。

(総会の開催)

第17条 通常総会は、毎年1回開催する。

第18条 臨時総会は次の場合に開催する。

- (1) 会長又は理事会が必要と認めるとき。
- (2) 会員の3分の1以上の者から請求があったとき。

第19条 総会は、会長が招集する。

第20条 総会の招集については、開催の2週間前までに、日時、場所及び会議に付議すべき事項を

適当な方法によって会員に通知しなければならない。

第21条 総会は、会員の5分の1以上の出席で成立する。ただし総会に出席できない会員で、第19条によって通知された事項の議決を他の出席会員に委任した者は出席者とみなす。

(議会の議決)

第22条 総会の議決は出席者の過半数の同意による。可否同数のときは、議長の決するところによる。

第23条 総会では、次の事項を議決する。

- (1) 前年度の事業報告及び収支決算
- (2) 当該年度の事業計画及び予算案
- (3) その他理事会が必要と認めた事項

第24条 理事会は必要に応じて会長が招集する。

- (1) 会長は、理事の過半数から請求があったときは、理事会を招集しなければならない。
- (2) 理事会の議決は、出席者の過半数の同意をもって決定する。可否同数のときは会長の決するところによる。

(委員会)

第25条 本会は、必要に応じ委員会を組織することができる。委員会の規則は、別に定めることができる。

- (1) 会長は、理事会の推薦を受け理事の中から委員長を任命する。
- (2) 会長は、理事会の推薦を受け会員の中から若干名を委員に任命する。

第4章 会計に関する事項

(会計)

第26条 本会の経費は、会費・助成金及び寄付金その他の収入をもってあてる。

第27条 本会に、一般会計のほか必要に応じて特別会計または基金をおくことができる。

第28条 本会の会計年度は、毎年5月1日から翌年4月末日までとする。

第5章 会則の変更及び解散

(会則の改正)

第29条 この会則は総会出席者(委任状及び書面による参加含む)の3分の2以上の同意を得なければ、改正できない。

(会の解散)

第30条 本会は、総会出席者(委任状及び書面による参加を含む)の3分の2以上の同意がなければ解散することはできない。

第6章 その他の事項

(雑則)

第31条 この会則に定めるものの他、学会の運営に関し必要な事項は理事会の議決を経て別に定める。

附則

1. この会則は平成17年10月29日から施行する。
2. 本会の設立初年度の会計年度は、第27条の規定に関らず設立の日より平成19年の3月末日までとする。
3. 平成20年度総会において、会計年度に関する条文を変更。
4. 平成26年度総会において、顧問の設置に関する条文を追加。

不知火海・球磨川流域圏学会令和3・4年度役員名簿（会則第9条に規定）

<理事>

会 長	堤 裕昭	熊本県立大学・特任教授
副 会長	森山 聡之	福岡工業大学社会環境学部・教授
副 会長	時松 雅史	熊本高等専門学校八代キャンパス・教授
事務局長	つる 詳子	自然観察指導員熊本県連絡会・会長
会 計	坂井 米夫	環境保全型農業研究会

学会誌編集（委員長） 堤 裕昭 熊本県立大学・特任教授

編集委員	新井 祥穂	東京農工大学大学院共生科学技術研究院・准教授
編集委員	入江 博樹	熊本高等専門学校建築社会デザイン工学科・教授
編集委員	上村 雄一	くまがわ春秋・編集主幹査読委員
編集委員	蔵治光一郎	東京大学大学院農学生命科学研究科・教授
編集委員	Jeffrey Morrow	熊本県立大学共通教育センター・准教授
編集委員	高木 正博	宮崎大学農学部・教授
編集委員	高橋 徹	熊本県立大学・非常勤講師
編集委員	森山 聡之	福岡工業大学社会環境学部・教授

総務（委員長） つる 詳子 自然観察指導員熊本県連絡会・会長

総務（福委員長）	高平 雅由	水俣病資料館職員
総 務	青木 勝士	熊本県職員
総 務	大塚 勝海	自営業
総 務	小川 滋	九州大学名誉教授
総 務	亀井真由美	八代市水産林務課・係長
総 務	久保田貴紀	かちやあデザイン一級建築士事務所
総 務	佐藤美智恵	熊本県立大学学術情報メディアセンター・嘱託職員
総 務	正角 雅代	天草海部・部長
総 務	田畑 清霧	済々黌高校・教諭
総 務	高野 茂樹	日本野鳥の会熊本県支部・会長
総 務	松本 学	人吉中央出版社

<監事>

監 事	沢畑 亨	水俣愛林館・館長
監 事	歌岡 宏信	NPO 未来ネット・理事

<顧問>

顧 問	大和田紘一	東京大学名誉教授
-----	-------	----------

活動記録

令和4年10月16日	令和4年度第2回現地見学会	獅子島を巡る
令和4年6月5日	令和4年度第1回現地見学会	万江川流域の歴史と被災地の今
令和4年6月4日	令和4年度総会・研究発表会	山江村農業環境改善センター
令和3年6月6日	令和3年度総会・研究発表会	八代市千丁町よりオンライン開催
令和2年10月10日	令和2年度第1回現地見学会	長島町の景観と食から見えるもの
令和元年6月2日	令和元年度第1回現地見学会	水俣の棚田, 茶畑, 森林を巡る
令和元年6月1日	令和元年度総会・研究発表会	坂本コミュニティセンター
平成30年10月20日	平成30年度第2回現地見学会	水上村を巡る
平成30年6月3日	平成30年度第1回現地見学会	水俣の棚田, 茶畑, 森林を巡る
平成30年6月2日	平成30年度総会・研究発表会	水俣環境アカデミア
平成29年10月14日	平成29年度第2回現地見学会	小川町と砂川流域の歴史と文化を辿る
平成29年6月4日	平成29年度総会・研究発表会	熊本県立大学
平成29年6月3日	平成29年度第1回現地見学会	宇土市を巡る
平成28年10月23日	平成28年度第2回現地見学会	熊本地震 益城町巡検
平成28年6月5日	平成28年度総会・研究発表会	熊本県水産研究センター
平成28年6月4日	平成28年度第1回現地見学会	天草(松島)を巡る
平成27年10月24日	平成27年度第2回現地見学会	秋の五家荘の自然と平家落人の里探訪
平成27年6月7日	平成27年度総会・研究発表会	熊本高等専門学校八代キャンパス
平成27年6月6日	平成27年度第1回現地見学会	八代の城下と日奈久を歩く
平成26年10月19日	平成26年度第2回現地見学会	上天草の自然と歴史に学ぶ
平成26年6月1日	平成26年度第1回現地見学会	人吉地域の歴史と自然を観る
平成26年5月31日	平成26年度総会・研究発表会	人吉中小企業大学校
平成25年10月16日	平成25年度第2回現地見学会	出水の武家屋敷と米津川流域を見る
平成25年6月9日	平成25年度第1回現地見学会	大野川の流域を見る
平成25年6月8日	平成25年度総会・研究発表会	熊本県立大学環境共生学部
平成24年10月21日	平成24年度第2回現地見学会	水俣川の自然と文化財
平成24年6月3日	平成24年度第1回現地見学会	氷川流域の自然と歴史に学ぶ
平成24年6月2日	平成24年度総会・研究発表会	氷川町民センターホール会議室
平成23年9月25日	平成23年度第2回現地見学会	芦北町古石地区見学
平成23年6月12日	平成23年度第1回現地見学会	球磨川河口干潟観察と荒瀬ダム見学
平成23年6月11日	平成23年度総会・研究発表会	八代ハーモニーホール
平成22年12月20日	平成22年度第2回現地見学会	国土交通省環境整備船海輝乗船
平成22年6月13日	平成22年度第1回現地見学会	大滝公園

平成 22 年 6 月 12 日	平成 22 年度総会・研究発表会	五木村林業センター
平成 21 年 9 月 27 日	平成 21 年度第 2 回現地見学会	オレンジ鉄道体験乗車と赤松館見学
平成 21 年 6 月 7 日	平成 21 年度第 1 回現地見学会	肥薩線乗車体験
平成 21 年 6 月 6 日	平成 21 年度総会・研究発表会	人吉市中小企業大学
平成 20 年 9 月 21 日	平成 20 年度第 2 回現地見学会	御所浦全島博物館
平成 20 年 6 月 15 日	平成 20 年度第 1 回現地見学会	三角西港・松合の白壁土蔵
平成 20 年 6 月 14 日	平成 20 年度総会・研究発表会	宇城市不知火公民館
平成 19 年 10 月 14 日	平成 19 年度第 2 回現地見学会	球磨村皆伐跡地
平成 19 年 5 月 13 日	平成 19 年度総会・研究発表会	水俣市もやい館
平成 19 年 5 月 12 日	平成 19 年度第 1 回現地見学会	観光うたせ船
平成 18 年 8 月 24 日	平成 18 年度第 2 回現地見学会	芦北
平成 18 年 5 月 14 日	平成 18 年度総会・研究発表会	多良木町石倉
平成 18 年 5 月 13 日	平成 18 年度第 1 回現地見学会	球磨地域

入会申し込み方法

本学会ホームページの「入会方法」のサイト <https://www.shiranui-kuma-gakkai.com/blank-12>より、入会申込フォームに必要事項をご記入の上、送信してください。

学会の入会手続きに関する内規

1. 本内規は、学会会則第 7 条に定める会員の入会手続きを円滑に進めるために学会の会則第 30 条に定める、学会の運営に関し必要な事項として定めるものである。
2. 学会会則第 7 条に定める入会申込書の書式は、理事会で定めたものを使用する。書式の変更には理事会の承認を必要とする。
3. 前項で定めた入会申込書が提出された日から、次の理事会の開催まで 2 週間以上の期間がある場合、理事会は申込書提出人の入会を承認する権限を事務局長に委任することができる。
4. 事務局長は、理事会から前項で定めた権限の委任を受けた場合は、当該入会申込書が提出された日から 2 週間以内に申込書提出人の入会の承認または不承認の判断を行い、その結果を申込人に連絡することとする。
5. 学会会則第 9 条に定める役員については、役員就任が決定された時点で、入会申込書の提出及び理事会の承認がされたものとみなす。この場合、役員は速やかに会則第 4 条で定める会費を支払って会員とならなければならない。
6. 本内規は、平成 18 年 6 月 7 日から適用する。

学会誌原稿投稿要領

1. 学会誌に掲載する原稿は、招待原稿、投稿原稿とする。
2. 原稿の採否は編集委員会が決定する。
3. 投稿原稿として投稿を募集する原稿は、以下の3種類とする。

1) 原著論文

該当する専門分野の水準に照らして、原著論文として認められるもの。誤りがなく、未発表の内容に限る。流域圏に少しでも関係するものであれば、どのような研究領域の論文でも構わないが、本学会誌は高校生でも読めるものを目指しているので、専門用語には必ずわかりやすい解説をつけること。編集委員会は専門家またはそれに準ずる方に査読を依頼し、査読の結果によっては掲載不適と判定することがある。

2) 研究ノート、調査資料、記録

研究ノートとは、論文の短いものや、研究スタート段階での速報的レポートなど。調査資料とは、流域圏に関して積み重ねられた知識などをまとめた資料。例えば、歴史研究、自然観察記録、自然・歴史・社会などの調査報告、資料として未来に残したい情報など。小中学生、高校生からのクラブ活動や自由研究の紹介も歓迎する。記録とは、講演会、シンポジウムなどの記録。査読は原則として行わない。

3) 流域いろいろ

研究に限らず、流域への想い・エッセイ、イベント情報など、流域のみなさんに知ってほしいこと・お伝えしたいことなど。査読は行わない。

4. 掲載された原稿の著作権、著作権は著者に帰属する。
5. 投稿を希望される方は、まず編集委員長に相談すること。完成した原稿は、投稿整理票に必要事項を記入の上、原稿とともにメールまたは郵送で編集委員長宛に送付すること。
6. 投稿募集の締切り日は、募集の都度、会員に通知されるので、厳守のこと。
7. 送り先、問い合わせ先

編集委員長 堤 裕昭

〒862-8502 熊本市東区月出3-1-100 熊本県立大学

tel: 096-383-2929 e-mail: hiro@pu-kumamoto.ac.jp

2015.1.7 改正, 2008.2.4 制定

学会誌原稿執筆要領

学会誌の形式統一について

1. ファイルについて

- ・MS WORD または Adobe InDesign によるファイルが望ましい。
- ・圧縮方法は ZIP または gzip にする。
- ・圧縮済ファイルでも 5MB を越える場合は、ファイル転送サービス等を利用すること。
- ・圧縮ファイル名は、第一著者名-(半角ハイフオン)タイトル-20150107 のようにする。
- ・サブタイトルの表記の統一、タイトルと「—」でつなぐこととし、「～」は使わない。

2. 著者の所属の表記

- ・括弧で囲う。なお括弧は全角に統一。
- ・職位は掲載しない。第一著者の連絡先と e-mail アドレスを記入する。

3. 見出しの表記

章、節、それ以下の小見出しの表記統一 章はローマ数字 (I, II, …), 節は 1., 2., …, それ以下の階層は (1), (2), …, とする。

論文冒頭、著者名の下に章見出しの提示について、複数行にわたる場合は、2 行目以降を 1 行目 3 文字目＝章の名前の始まりに揃える。

4. 要約

和文 200 ～ 400 字程度を所属の次に記載する。

5. キーワード

3 ～ 5 つ程度の和文キーワードを記載する。

6. 図表について

- ・罫線や表中の文字等の表体裁をそろえるため、原則として編集委員会で表を編集するが、
- ・図については体裁編集なし。著者の原図を縮小するにとどめる。
- ・図表の注表記は () で囲まず、そのままとする。
- ・図や写真はできるだけ鮮明なものを送る。写真は WORD 内に貼付けたもの以外に縮小版でない原図 (オリジナル) をファイルで送る。

7. 本文について

- ・数字、ローマ字は原則として半角に統一する。
- ・年の表示では西暦を原則とし、元号が必要な場合は 2007 年 (平成 19 年) の形で併記する。
- ・句点、読点は「、。」ではなく「,。」を用いる。

8. 文献の表記

- ・「引用文献」「参考文献」のいずれも使用せず、「文献」とする。
- ・文献は、右肩に例えば1)のように示し、末尾では本文中に出てくる順に並べる
- ・個別文献における書肆情報の順番および体裁 著者名 年号 題名 雑誌名 巻号 ページの順に並べる。ただし巻号とページの間はコロンとする。
- ・Webを引用した場合は、URL, タイトル, 参照年月日を記入し、問い合わせがあった時に備えてコピーを保存しておくこと。

文献の記載例)

- 1) 藤森常生・堤泰博・岩村征一郎 1983. 畠口地先アサリへい死調査 (その2). 昭和57年度熊本県のり研究所事業報告書, pp. 201-205.
- 2) 中原康智・那須博史 2002. 主要アサリ産地からの報告—有明海熊本県沿岸. 日本ベントス学会誌 57: 139-144.
- 3) 柳橋茂昭 1992. アサリ幼生の着底場選択性と三河湾における分布量. 水産工学 29: 55-59.
- 4) Ishii R, Sekiguchi H, Nakamura Y, Jinnai Y 2001. Larval recruitment of the manila clam *Ruditapes philippinarum* in Ariake Sound, southern Japan. Fisheries Science 67: 579-591.
- 5) Tsukuda M, Yamaguchi H, Takahashi T, Tsutsumi H 2008. Impact of high concentrations of manganese on the survival of short neck clam *Ruditapes philippinarum* juveniles in sandy tidal flat sediment in Ariake Bay, Kyushu, Japan. Plankton and Benthos Research 3: 1-9.
- 6) 松本英二 2008. 5. 堆積物分析 沿岸環境調査マニュアル (底質・生物篇). 日本海洋学会 (編) 恒星社厚生閣, 東京, pp. 31-34.
- 7) 農林水産省 2012. 主要漁業種類・魚種別漁獲量 - 採貝・採藻. (URL: <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001116218>, accessed on 3 April 2014)
- 8) 気象庁 2014. 気象統計情報. (URL: <http://www.jma.go.jp/jma/index.html>, accessed on 14 February 2014)

9. 注記について

- ・読者の労を考え、できるだけ注は避ける方が望ましい。
- ・注は本文中に(注1)などと記載し、末尾に「注」と付けて注のリストとして作成する。
- ・リストの番号は1), 2), 3),.....に統一する。

なお、「流域いろいろ」については、性格上、見出しの表記、文献の表記については柔軟に対応するが、できるだけ準拠して頂きたい。

不知火海・球磨川流域圏学会誌 第16巻 第1号

発行 令和4(2022)年12月30日
編集 不知火海・球磨川流域圏学会編集委員会
発行所・印刷
不知火海・球磨川流域圏学会
e-mail: shinanui.kuma@gmail.com
